

母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る納入通知書の誤送付について（2例目）

母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る納入通知書（※）（以下、「通知書」という）について、別の償還者あての通知書を誤って同封し送付したことにより、個人情報漏えい事案が判明しました。通知書を封入する際の確認作業を見直し、再発防止の徹底に取り組んでまいります。

（※）通知書には氏名、住所、金融機関口座からの引落時期及び引落金額等が記載

1 概要**(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金について**

母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を図るとともに、その扶養する児童等の福祉の増進を目的として貸付けを行う制度。

- ・資金種類：修学資金、就学支度資金 等
- ・対象者：20歳未満の児童を扶養している配偶者のない者（母又は父）又はその扶養されている児童 等

(2) 事案の概要

令和8年4月13日～15日 通知書の封入作業を複数人で実施

担当職員が送付先リスト（※）を元に別の償還者あての通知書を同封

令和8年4月15日 通知書を発送

令和8年5月15日 別の償還者あての通知書が同封されている旨の連絡があり、誤送付が判明

令和8年5月18日 改めて事実確認を行い、誤送付事案であることを確認

（※送付先リスト：償還者以外へ送付する必要がある案件について送付先を記載したもの）

2 誤送付の内容

窓あき封筒に通知書を封入する際、本来送付すべき償還者の通知書に加え、別の償還者分の通知書を誤って同封し送付したものの。

3 原因

封入時における氏名及び住所の確認が不十分であったことによるもの。

4 対応状況

誤って通知書を受領された方及び本来送付すべきであった方の双方に対し、謝罪を行った。また、今後、改めて本来の送付先へ通知書を送付する。

5 再発防止策

通知書の送付に当たっては、以下の対策を徹底する。

- ・作業手順の見直し及び職員への周知徹底
- ・封入時における複数人による確認の徹底

本件についてのお問い合わせ先
こども家庭課 課長補佐 京谷
電話：025-280-5112